

平成27年10月1日

安全ニュース

A.O.I

発行

上尾地方防犯協会
上尾地方交通安全協会
上尾地区暴力排除推進協議会
上 尾 警 察 署
☎773-0110 内線261

みんなで つくろう 安心の街



全国地域安全運動実施

平成27年10月11日から同10月20日まで

全国地域安全運動期間には、上尾警察署と防犯協会など関係機関で協力し合い、地域が一体となった防犯活動を展開します。

10月11日(日)には、「防犯のまちづくり県民大会」がさいたま市内で実施されるほか、上尾地区の大会として「平成27年度上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会」を10月31日(土)午後1時30分から上尾市文化センター(大ホール)で開催いたします。

大会当日は、防犯功労者等の表彰の他、フリーアナウンサーの宮本隆治さんによる講演もあります。

参加自由ですので、是非会場にお運びください。

◇講演テーマ◇

「ゆとり・
ユーモア・
帰りは元気!」



振り込め詐欺被害増加注意!

振り込め詐欺被害多発!

振り込め詐欺被害件数・金額

平成27年8月31日現在(未遂事件含)

埼玉県内 731件
約19億7,700万円

上尾警察署管内 36件
約1億1,140万円

振り込め詐欺被害が増加しています。

詐欺の犯人からこのような電話を受けたら
慌てずに、家族や警察に相談しましょう。



【息子や孫を騙って・・・】

- 電車(タクシー)に書類の入ったカバンを忘れた
- 株で損をした 会社のお金に穴をあけた
- 携帯の番号が変わった
- 風邪をひいて病院にいる

【市役所や税務署職員等を騙って・・・】

- ◎ 還付金があります、キャッシュカードと携帯電話を持ち
近くのコンビニ(ATM)へ行って手続きをして下さい



これらの電話は、間違いなく振り込め詐欺です。

詐欺被害に遭わない
ためには?

- ☆ 在宅中でも留守番電話に設定する
- ☆ 家族で合言葉などを決めておく

自転車盗被害多発!

～上尾警察署管内では自転車盗被害が多発しています～

○ 自転車盗被害件数(上尾警察署管内)

平成27年8月31日現在

657件

被害を防ぐためには?

～被害の半数以上が、無施錠の自転車です～

○ 大切な自転車を守るための3か条

- ☆ 自転車を駐輪する際は、必ず鍵を掛けましょう
- ☆ 自転車防犯登録をしましょう
- ☆ 路上に駐輪するのはやめましょう



～高齢者を悲惨な交通事故から守ろう～

上尾地方交通安全協会（以後「当協会」と言う）は、上尾警察署のご指導を受けて地域に密着して、当協会にご入会いただいた皆様の会費により交通安全対策事業として、**夏の交通事故防止運動（7月15日～7月24日までの10日間）の諸活動**

- 該当広報車による「交通安全運動」の広報
- 期間中に開催された「桶川祇園祭り」等、地域祭礼に伴う交通誘導
- 上尾警察署管内の街頭・駅頭での交通安全キャンペーン

等を積極的に推進し、

「高齢者の交通事故防止」「自転車の安全利用」及び「飲酒運転の根絶」等の交通安全意識高揚を訴えました。

皆様のご協力により上尾警察署管内では、平成27年4月18日（土）発生の交通死亡事故以来、「夏の交通事故防止期間中」及び7月30日（木）までの103日間、悲惨な交通死亡事故の発生はありません。

しかし、7月30日現在、埼玉県内の交通死亡事故者数は

91人・・・65歳以上の高齢者40人、44.0%

の方が悲惨な交通事故の犠牲となりました。

全国では大阪府（110人）、愛知県（107人）、神奈川県（98人）、兵庫県（95人）東京都（94人）に次いで、埼玉県及び千葉県が91人で**ワースト6位**です。

また、上尾警察署管内では

4人（上尾市内3人、桶川市内1人）

の方の尊い命が交通事故により亡くなられています。

平成27年埼玉県警察の交通死亡事故抑止スローガンは、

チャレンジキープ「0」・・・死亡事故「0」日数継続

です。

1日でも長く交通死亡事故「0」日数を継続し、地域の皆さんが

「犯罪や交通事故のない安心で安全な街」

を実現するため、当協会では他の交通安全協力団体と連携して努力いたします。

なお、当協会の今後の活動方針として交通死亡事故のうち約半数が65歳以上の高齢者が占めているため

- 街頭広報活動による「高齢者の交通事故防止」の広報活動
- 高齢者を対象とした交通安全教室等の開催

などを行い高齢者の交通事故防止に努めます。

また、平成27年6月1日から14歳以上の自転車運転者が、

飲酒運転、信号無視、一時不停止等14種の危険行為

を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務化される改正道路交通法が施行されました。

平成27年6月1日から

悪質・危険な自転車運転者 に対する講習制度が施行!!

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受けなければなりません。

自転車運転者が危険
行為を反復
●3年以内に2回以上

※刑事罰の対象となる満14歳以上
※県内・県外を問わない

都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

講習の受講

●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円

受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

講習の対象となる危険行為(14の危険行為)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 信号無視 | ⑧ 交差点優先車妨害等 |
| ② 通行禁止違反 | ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等 |
| ③ 歩行者用道路における車両の義務違反 | ⑩ 指定場所一時不停止等 |
| ④ 通行区分違反 | ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 |
| ⑤ 路側帯における通行方法違反 | ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 |
| ⑥ 遮断踏切入り | ⑬ 酒酔い運転 |
| ⑦ 交差点安全進行義務違反等 | ⑭ 安全運転義務違反 |



講習の対象となる危険行為ではありませんが、傘差し運転、
携帯電話・イヤホン等使用運転も禁止です!!

地域防犯推進委員の活動



6月の年金
受給日の活動
です。
暑い中有難
うございました。



7月15日
桶川祭りにお
いて、桶川市
の推進委員が
パトロールを
実施しまし
た。